

成蹊大学学則（改正後）

制 定 昭和24年2月21日
文 部 大 臣 認 可

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 この大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。

2 この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。
(自己点検及び評価)

第1条の2 この大学は、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 この大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第1条の3 この大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	150	600
	計	230	920
理工学部	物質生命理工学科	125	500
	情報科学科	150	600
	システムデザイン学科	125	500
	計	400	1,600
文学部	英語英米文学科	121	484
	日本文学科	84	336
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	105	420
計	420	1,680	
法学部	法律学科	280	1,120
	政治学科	160	640
	計	440	1,760
経営学部	総合経営学科	290	1,160
合 計		1,780	7,120

(学部規則)

第3条 各学部に、この学則に基づき、それぞれ学部規則を定める。

2 前項の学部規則には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 学部開設の授業科目に関する事項

(2) 履修方法に関する事項

(3) 転・編入学・学士入学・再入学・転部・転科・留学に関する事項

(4) その他、学則実施上の必要事項

(大学院)

第4条 この大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(教職課程)

第5条 この大学に教育職員免許法による教職課程を置く。

2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。

(附属機関)

第6条 この大学に、次の附属機関を置く。

(1) 成蹊大学図書館

(2) 成蹊大学高等教育開発・支援センター

(3) 成蹊大学アジア太平洋研究センター

(4) 成蹊大学国際教育センター

(5) 成蹊大学キャリア支援センター

(6) 成蹊大学ボランティア支援センター

(7) 成蹊大学教職課程センター

2 前項に掲げるもののほか、学部又は研究科に、附属の研究施設を置くことができる。

3 附属機関及び研究施設に関する規則は、別に定める。

第2章 教職員の組織

(教職員)

第7条 この大学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員
その他必要な教職員を置く。

2 教職員及び職制に関する規則は、別に定める。

(教員組織の編制)

第7条の2 この大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制
を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

(学長)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 学長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第8条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第9条 学部長は、学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどる。

2 学部長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第9条の2 この大学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の指示する特定の業務等を遂行する。

3 学長補佐の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属機関の長)

第10条 第6条第1項に掲げる附属機関の長として、図書館に館長を、各センターに所長を置く。

2 附属機関の長は、当該附属機関の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 附属機関の長は、学長が任命する。

(学生部長)

第11条 学生部に、学生部長を置く。

2 学生部長は、学生部の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 学生部長は、学長が任命する。

第3章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第12条 この大学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、各学部の専任の教授をもって構成する。ただし、当該学部が必要と認める場合には、専任の准教授、講師及び助教を構成員とすることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規則は、別に定める。

(大学評議会)

第13条 この大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、各学部から選出された2名の教授、法務研究科から選出された1名の教授、企画運営部長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
 - (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項
 - (4) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項
 - (5) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項
 - (6) 学生定員に関する事項
 - (7) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - (8) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
 - (9) 学生の賞罰に関する重要な事項
 - (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項
 - (11) 学位の授与に関する事項
 - (12) その他大学の教育研究に関する重要な事項
- 4 大学評議会に関する規則は、別に定める。

(大学運営会議)

第13条の2 この大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うため、学長の下に、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、企画運営部長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 大学運営会議に関する規則は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 この大学の修業年限は、4年とする。

- 2 この大学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が第1年次に入学する場合において、当該単位の修得によりこの大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない範囲で各学部が定める期間を修業年限に通算することができる。
- 3 前項に規定する修業年限の通算は、大学の学生以外の者で、かつ、大学の入学資格を有する者が修得した単位に限って行うものとする。この場合においては、第37条の4の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他各学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、前期の終了日および後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間及び期間)

第16条の2 各授業科目の授業は、1時限の授業時間を100分とし、14週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(在学期間)

第17条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 11月23日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項第4号以下の休業期間については、年度のはじめまでに学長が定める。

(臨時休業)

第19条 臨時休業日については、その都度学長が定める。

(休業日の授業実施)

第19条の2 教育上特別の必要がある場合には、第18条第1項に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第5章 入学、転部、転科、休学、留学及び退学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 この大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の許可)

第22条 入学志願者は、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(転・編入学)

第23条 第2年次以上の転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学歴及び学力を審査して、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 この大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) その他法令により大学への編入学が認められている者

(学士入学)

第24条 この大学の一の学部を卒業し、さらに他の学部若しくは同一学部の他の学科に入学を志願する者又は他の修業年限4年の大学の学部を卒業し、さらにこの大学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第25条 この大学を中途退学した者又は第33条第2号若しくは第3号の規定により除籍された者が、同一学部に再入学を希望するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の規定による再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合には、再入学の時期を許可された年度の後期の始めとすることができる。

(証書)

第26条 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は入学許可を取消す。

(転部)

第27条 転部を願い出た者については、関係両学部の学部長の了承を得て、選考の上、転部を許可することがある。

2 前項の規定による転部の許可は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(転科)

第28条 学部内において転科を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長が転科を許可することがある。

(休学)

第29条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の事由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

(復学)

第30条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第31条 この大学の学生で1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、次の条件でこれを許可することがある。

(1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。

(2) 留学期間のうち、第14条第1項の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内の期間とする。

2 この大学の学生がこの大学と協定を締結した外国の大学等への短期間の留学を願い出た場合は、これを許可することがある。

3 前2項の規定による留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

4 留学に関する規則は、別に定める。

(退学)

第32条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

- 2 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者又は正当な理由がなくて、出席常でない者に対し、退学を勧告することがある。
- 3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、各学部において定める。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者
- (3) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められないもの

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第34条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）、学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）及び教職課程の設置に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第35条 全学共通科目は、別表第1に定めるところによる。

- 2 学部開設科目は、各学部規則の定めるところによる。
- 3 教職課程科目は、別表第1の2に定めるところによる。
- 4 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(卒業に必要な修得単位数)

第35条の2 各学部の卒業に必要な修得単位数は、各学部規則の定めるところによる。ただし、このうち全学共通科目の卒業に必要な修得単位数については、別表第2に定めるところによる。

- 2 教職課程科目は、卒業に必要な修得単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限)

第35条の3 各学部は、学生が各年度又は各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

- 2 各学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目に対する単位数は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、外国語及び体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については教育効果等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、各学部においてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第36条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 この大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 この大学は、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメ

ディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第36条の3 この大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(認定の方法)

第37条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験または論文による。ただし、保健体育実技、実験、実習などは平素の成績によって認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条の2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が各学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として60単位を超えない範囲でこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条の3 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条の4 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、この大学に入学した後のこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、転入学、編入学及び再入学の場合を除き、この大学において修得した単位以外のものについては、第37条の2第1項及び第2項並びに前条第1項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(認定の資格)

第38条 各授業科目について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(履修の評価)

第39条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、成績評価をP(Pass、合格)、N(Non-pass、不合格)で表示することができるものとする。

3 前2項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目(T、P及びNの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。

4 GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位

数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

- 5 各学部は、第1項及び第2項に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績不振学生)

第39条の2 各学部において定める成績等の基準を充足しない学生（以下「成績不振学生」という。）は、履修等に関する指導を受けなければならない。

- 2 成績不振学生に対する履修等に関する指導の方法は、各学部において定める。

第7章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第40条 第14条に規定する修業年限を満たし、かつ、第35条の2に定める卒業に必要な単位を修得した者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、第35条の2に定める卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項の規定にかかわらず、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。
- 3 第1項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位のうち、第36条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第40条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位の授与)

第41条 第40条第1項及び第2項の規定により卒業を認定した者には、学長は、学士の学位を授与する。

- 2 学位及び学位の授与に関し必要な事項は、成蹊大学学位規則の定めるところによる。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

(納付金)

第42条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、教職課程その他の特定の科目を履修する者は、別に定める履修費等を納入しなければならない。
- 3 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。
- 4 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。
- 5 退学する場合は、退学の日の属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 8 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第9章 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第43条 この大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において適当と認め、かつ支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第44条 この大学において、1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、当該学部の教

育および研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

(委託生)

第45条 特定の機関または団体等から研修事項もしくは研修科目を定めて、その所属職員をこの大学に委託する願い出があった場合は、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条の2 この大学において、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条の3 この大学は、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の学生がこの大学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、各学部において、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(外国人留学生等)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、この大学に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この大学と外国の大学との協定に基づきこの大学に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

3 外国人留学生については、第34条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を設けることができる。

(研修料等の納付金)

第47条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生の研修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に規定する納付金及び外国人留学生の納付金の授業料等の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第45条の3に規定する協定による。

4 納入した第1項及び第2項に規定する納付金は、原則として返還しない。

(研究生等の規則)

第48条 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人協定留学生には、第14条、第17条、第20条、第35条の2及び第40条から第41条までを除き、この学則の規定を準用する。

2 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱いに関する規則は別に定める。

第10章 育英学生

(育英学生)

第49条 この大学に成蹊大学育英学生の制度を置く。

2 成蹊大学育英学生についての規則は別にこれを定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第50条 この大学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

第12章 厚生・補導

(厚生補導)

第51条 学生の厚生・補導を行なうため、この大学に学生部を置く。

2 学生部に関する規則は別にこれを定める。

(厚生施設)

第52条 この大学の学生は、次の成蹊学園厚生施設を所定の手続を経て利用することができる。

(1) 大学保健室

(2) 箱根寮（神奈川県足柄下郡箱根町芦ノ湖畔）

(3) 虹芝寮（群馬県利根郡水上町芝倉沢）

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物、学業が優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第54条 この大学の規則に違反し、又は学生の本分に背く行為のあった者は、当該学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が懲戒を加える。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、訓告及び学期末試験における不正行為による停学については、第1項の規定にかかわらず、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒を加える。

4 停学の期間は、第40条第1項及び第2項に規定する卒業の要件としての在学期間に算入しない。

5 懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

(懲戒による退学)

第55条 前条の退学は、次の各号のいずれかに当たる者について行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(4) この大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則 (昭和36年9月26日一部改正、昭和37年1月20日文部大臣認可)

1 この学則は、昭和37年4月1日から実施する。

2 昭和36年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年3月24日一部改正)

1 この学則は、昭和39年4月1日から実施する。

2 昭和38年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年9月24日一部改正、昭和40年1月25日文部大臣認可)

1 この学則は、昭和40年4月1日から実施する。

2 昭和39年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和40年11月24日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年3月18日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年9月26日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則 (昭和42年3月22日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年9月22日一部改正、昭和43年2月3日文部大臣認可)

1 第2条の規定にかかわらず、昭和40年度以前に政治経済学部に入学者については改正前の学則により取扱う。

2 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月25日一部改正)

1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月24日一部改正)

1 この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 昭和44年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正)

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日一部改正)

1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月26日一部改正、昭和49年12月25日文部大臣認可)

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 昭和49年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和51年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和52年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
2 昭和51年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和49年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は「金 300,000円」とする。

附 則 (昭和53年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
2 昭和52年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和51年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和51年度 「金 530,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和54年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
2 昭和53年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和53年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和53年度 「金 550,000円」

昭和52年度 「金 550,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和55年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和55年度入学志願者から適用する。
2 昭和54年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和54年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和54年度 「金 580,000円」

昭和53年度 「金 560,000円」

昭和52年度 「金 560,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和56年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
2 昭和55年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和55年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和55年度 「金 610,000円」

昭和54年度 「金 590,000円」

昭和53年度 「金 570,000円」

昭和52年度 「金 570,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度 「金 310,000円」

附 則 (昭和57年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
2 昭和56年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただ

し、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 680,000円
昭和55年度	金 640,000円
昭和54年度	金 620,000円
昭和53年度	金 570,000円
昭和52年度	金 570,000円
昭和51年度	金 550,000円
昭和50年度	金 430,000円

附 則 (昭和57年 5月28日一部改正、昭和58年 1月17日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和58年 4月 1日から施行する。
- 2 第 2条に定める学生定員のうち、昭和58年度から昭和60年度までの各年度における経済学部（経済学科・経営学科）及び文学部（英米文学科・文化学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
経済学部	経済学科	780名	840名	900名
	経営学科	520名	560名	600名
文学部	英米文学科	520名	560名	600名
	文化学科	460名	520名	580名

附 則 (昭和58年 3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和58年 4月 1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 710,000円
昭和55年度	金 670,000円
昭和54年度	金 620,000円
昭和53年度	金 570,000円
昭和52年度	金 570,000円
昭和51年度	金 550,000円

附 則 (昭和59年 3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和59年 4月 1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和59年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度の工学部入学者に適用される校納金の額は、「金 740,000円」とする。

附 則 (昭和59年 5月30日一部改正、昭和59年12月22日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和60年 4月 1日から施行する。
- 2 第 2条に定める学生定員のうち、昭和60年度から昭和62年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科）及び法学部（法律学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度

工学部	機械工学科	220名	240名	260名
	電気工学科	220名	240名	260名
	工業化学科	220名	240名	260名
	経営工学科	220名	240名	260名
法学部	法律学科	770名	820名	870名

附 則 (昭和60年3月27日一部改正)

- この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 昭和59年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和61年3月26日一部改正)

- この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 昭和60年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和62年3月25日一部改正)

- この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 昭和61年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年3月25日一部改正)

- この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和63年度入学志願者から適用する。
- 昭和62年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年5月31日一部改正、昭和63年12月22日 文部大臣認可)

- この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 第2条に定める学生定員のうち、昭和64年度から昭和66年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科・計測数理工学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和64年度	昭和65年度	昭和66年度
工学部	機械工学科	270名	260名	250名
	電気工学科	270名	260名	250名
	工業化学科	270名	260名	250名
	経営工学科	270名	260名	250名
	計測数理工学科	40名	80名	120名

附 則 (平成元年3月28日一部改正)

- この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 昭和63年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによるものとし、施設設備費の額については、次のとおりとする。

在学年度	学 部	経済学部・文学部・法学部			
	入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
昭和63年度	—	金 123,600円	金 123,600円	金 123,600円	金 123,600円
昭和62年度		金 123,600円			
昭和61年度		金 123,600円			
昭和60年度		金 123,600円			
昭和59年度以前		金 103,000円			
在学年度	学 部	工 学 部			
	入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降

在学年度				
昭和63年度	——	金 175, 100円	金 175, 100円	金 175, 100円
昭和62年度		金 175, 100円		
昭和61年度		金 175, 100円		
昭和60年度		金 175, 100円		
昭和59年度以前		金 154, 500円		

附 則 (平成元年9月22日一部改正、平成2年3月26日文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検査料については、平成2年度入学志願者から適用する。
- 2 平成元年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月6日一部改正、平成3年2月27日文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、平成2年度以降の入学者について適用し、平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年9月6日・平成2年9月26日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員 (名)
経済学部	
経済学科	290
経営学科	200
工学部	
機械工学科	80
電気工学科	80
工業化学科	80
経営工学科	80
計測数理工学科	60
文学部	
英米文学科	166
日本文学科	100
文化学科	180
法学部	
法律学科	280
政治学科	160

附 則 (平成3年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成3年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される施設設備費(年額)の額は、次のとおりとする。

入学年度 納付年度	経済学部・文学部・法学部		工 学 部	
	平成3年度	平成4年度以後	平成3年度	平成4年度以後
平成2年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
平成元年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和63年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和62年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和61年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和60年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和59年度	101,500円	————	152,250円	————

附 則 (平成3年12月6日一部改正)

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年10月9日一部改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成6年度入学志願者から適用する。
- 2 改正後の第36条第2号の規定は、平成6年度(経済学部にあつては平成7年度)以降の入学者から適用し、平成5年度(経済学部にあつては平成6年度)以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 平成5年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成7年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条の4の規定は、平成7年度入学者から適用する。
- 3 平成6年度以前の入学者に適用される授業料の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成8年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成8年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中授業料の規定は、平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成9年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中工学部に係る授業料の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、当該学生が適用を受ける従前の授業料の額から2万円を減じた額とする。

附 則 (平成11年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表(1)の規定は、平成11年度以降の入学から適用し、平成10年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月24日一部改正、平成11年7月28日・平成11年10月22日文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学部文化学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 (名)			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経済学部	経済学科	282	274	266	258
	経営学科	197	194	191	188
	計	479	468	457	446
工学部	機械工学科	79	78	77	76
	電気電子工学科	79	78	77	76
	応用化学科	79	78	77	76
	経営・情報工学科	79	78	77	76
	物理情報工学科	60	60	60	60
	計	376	372	368	364
文学部	英米文学科	125	124	123	121
	日本文学科	96	92	89	86
	国際文化学科	108	106	104	102
	現代社会学科	108	106	104	102
	計	437	428	420	411
法学部	法律学科	274	268	262	256
	政治学科	156	152	148	144
	計	430	420	410	400
合 計		1,722	1,688	1,655	1,621

- 4 改正後の別表(1)の規定は、平成12年度の入学志願者から適用する。

附 則 (平成12年9月29日一部改正、平成12年8月4日文部省届け出受理)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
(成蹊大学学則の一部を改正する学則の一部改正)
- 2 成蹊大学学則の一部を改正する学則(平成12年3月24日一部改正)の一部を次のように改正する。
附則第3項の表工学部の項中「工業化学科」を「応用化学科」に、「経営工学科」を「経営・情報工学科」に、「計測数理工学科」を「物理情報工学科」に改める。

附 則 (平成13年3月23日一部改正)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第40条第2項の規定は、平成13年度以降の入学から適用し、平成12年度以前の入学については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(1)の規定は、平成13年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2002年3月29日一部改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年9月27日一部改正)

この学則は、2002年10月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日一部改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。

2 経済学部経済学科及び同経営学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)の規定は、2004年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2005年3月25日一部改正)

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科、経営・情報工学科及び物理情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2005年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)及び別表(2)の規定は、2005年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年3月24日一部改正)

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 改正後の第21条及び別表(1)の規定は、2006年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年10月23日一部改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月23日一部改正)

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の別表(1)の規定は、2007年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2008年3月28日一部改正)

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、2008年度の入学志願者から適用する。

3 改正後の別表(1)中授業料及び施設費の規定は、2008年度以降の入学者から適用し、2007年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2009年3月27日一部改正)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日一部改正、2009年7月2日文部科学大臣認可)

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学学則(第6条及び第54条を除く。)の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 2010年度から2012年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2010年度	2011年度	2012年度
経済学部	経済経営学科	1,785名	1,830名	1,875名
理工学部	物質生命理工学 科	490名	500名	510名
	情報科学科	490名	500名	510名
	エレクトロメカニクス学科	490名	500名	510名
	計	1,470名	1,500名	1,530名
文学部	英米文学科	490名	500名	510名
	日本文学科	339名	346名	353名
	国際文化学科	410名	420名	430名
	現代社会学科	410名	420名	430名
	計	1,649名	1,686名	1,723名
法学部	法律学科	1,025名	1,050名	1,075名
	政治学科	575名	590名	605名
	計	1,600名	1,640名	1,680名
合 計	6,504名	6,656名	6,808名	

附 則 (2011年3月22日一部改正)

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 成蹊大学学則の一部を改正する学則（2010年3月26日一部改正）の附則第3項の表に次の注書を加える。

（注）2012年度においては、「エレクトロメカニクス学科」とあるのは、「システムデザイン学科」と読み替えるものとする。

附 則（2013年5月31日一部改正）

- 1 この学則は、2013年5月31日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中入学検定料の規定は、2013年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表第3中理工学部の授業料に係る規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2013年10月4日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2014年3月28日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、2010年度から2013年度までの入学者については、改正前の別表第1全学共通科目の表健康・スポーツ科目発展演習の項中

「

スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②
スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②

」とあるのは

「

スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②
スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②
健康・スポーツの発展AⅠ②	健康・スポーツの発展AⅡ②
健康・スポーツの発展AⅢ②	健康・スポーツの発展AⅣ②
健康・スポーツの発展BⅠ②	健康・スポーツの発展BⅡ②
健康・スポーツの発展BⅢ②	健康・スポーツの発展BⅣ②
健康・スポーツの発展SⅠ②	健康・スポーツの発展SⅡ②
健康・スポーツの発展SⅢ②	健康・スポーツの発展SⅣ②

」と読み替えるものとする。

附 則（2014年7月18日一部改正）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中施設費及び設備費に係る規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2015年3月27日一部改正）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2015年7月24日一部改正）

この学則は、2015年7月24日から施行する。

附 則（2016年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2017年3月24日一部改正）

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学学生から適用し、2013年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

附 則 (2017年12月21日一部改正)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年度から2020年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2018年度	2019年度	2020年度
経済学部	経済経営学科	1,940名	1,960名	1,980名
理工学部	物質生命理工学科	523名	526名	529名
	情報科学科	524名	528名	532名
	システムデザイン学科	523名	526名	529名
	計	1,570名	1,580名	1,590名
文学部	英米文学科	520名	520名	520名
	日本文学科	360名	360名	360名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	440名	440名	440名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
法学部	法律学科	1,105名	1,110名	1,115名
	政治学科	625名	630名	635名
	計	1,730名	1,740名	1,750名
合 計	7,000名	7,040名	7,080名	

附 則 (2018年3月29日一部改正)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2019年度の入学学生から適用し、2018年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

附 則 (2019年2月22日一部改正)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2020年度から2022年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2020年度	2021年度	2022年度
経済学部	経済経営学科	1,480名	1,000名	500名
経済学部	経済数理学科	80名	160名	240名
	現代経済学科	150名	300名	450名
	計	230名	460名	690名
理工学部	物質生命理工学科	521名	516名	508名
	情報科学科	548名	568名	584名
	システムデザイン学科	521名	516名	508名
	計	1,590名	1,600名	1,600名
文学部	英語英米文学科	511名	502名	493名
	日本文学科	354名	348名	342名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	435名	430名	425名
	計	1,740名	1,720名	1,700名
法学部	法律学科	1,115名	1,120名	1,120名
	政治学科	635名	640名	640名
	計	1,750名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	290名	580名	870名

合 計	7,080名	7,120名	7,120名
-----	--------	--------	--------

- 3 改正後の第34条、第35条、別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、2020年度以降の入学者から適用し、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1 全学共通科目 (第35条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム								
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
外国語										
英語 科目	必修	College English (Listening & Speaking) I ○ College English (Reading & Writing) I ○								
		College English (Listening & Speaking) II ○ College English (Reading & Writing) II ○								
	選択 必修	Intensive English I ○								
		Intensive English II ○		College English (Integrated Skills) I ○		College English (Integrated Skills) II ○				
	資格 試験	TOEFL Preparation Introduction ○ TOEFL Preparation Intermediate ○ TOEIC Preparation Introduction ○ TOEIC Preparation Intermediate ○ IELTS Preparation Introduction ○ IELTS Preparation Intermediate ○								
		英語力強化科目 基礎からのコミュニケーション英文法 ○ 自分でデザインする英語学習 ○ 英語発音トレーニング ○ 英語読解トレーニング ○								
		スキル強化科目 Presentation Skills Basic ○ Discussion Skills Basic ○ Writing Skills (Paragraph) ○ Presentation Skills Intermediate ○ Discussion Skills Intermediate ○ Writing Skills (Essay) ○								
		英語発展科目		多読で学ぶ英語と文化 ○		映画で学ぶ英語と文化 ○		ドラマで学ぶ英語と文化 ○		歌で学ぶ英語と文化 ○
	択	TOEFL Preparation Advanced I ○ IELTS Preparation Advanced I ○ TOEIC Preparation Advanced ○								
		TOEFL Preparation Advanced II ○		IELTS Preparation Advanced II ○						
Media English ○		Academic Listening ○ Cross Cultural Communication Skills ○ Discussion & Presentation ○ English for the Workplace ○ Essay Writing ○ Intensive Reading ○ World Englishes ○								
初修 外国語 科目	ドイツ語基礎A I ○ ドイツ語基礎B I ○ フランス語基礎A I ○ フランス語基礎B I ○ スペイン語基礎A I ○ スペイン語基礎B I ○ 中国語基礎A I ○ 中国語基礎B I ○ 韓国語基礎A I ○ 韓国語基礎B I ○									
	コア		ドイツ語基礎A II ○		ドイツ語基礎B II ○		フランス語基礎A II ○		フランス語基礎B II ○	
		スペイン語基礎A II ○		スペイン語基礎B II ○		中国語基礎A II ○		中国語基礎B II ○		
		韓国語基礎A II ○		韓国語基礎B II ○						

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
初 修 外 国 語 科 目	発展A群	ドイツ語演習コミュニケーションⅠ② フランス語演習コミュニケーションⅠ② スペイン語演習コミュニケーションⅠ② 中国語演習コミュニケーションⅠ② 韓国語演習コミュニケーションⅠ②				ドイツ語演習コミュニケーションⅡ② フランス語演習コミュニケーションⅡ② スペイン語演習コミュニケーションⅡ② 中国語演習コミュニケーションⅡ② 韓国語演習コミュニケーションⅡ②			
				ドイツ語演習コミュニケーションⅢ② ドイツ語演習コミュニケーションⅣ② ドイツ語演習コミュニケーションⅤ② フランス語演習コミュニケーションⅢ② フランス語演習コミュニケーションⅣ② フランス語演習コミュニケーションⅤ② スペイン語演習コミュニケーションⅢ② スペイン語演習コミュニケーションⅣ② スペイン語演習コミュニケーションⅤ② 中国語演習コミュニケーションⅢ② 中国語演習コミュニケーションⅣ② 中国語演習コミュニケーションⅤ② 韓国語演習コミュニケーションⅢ② 韓国語演習コミュニケーションⅣ② 韓国語演習コミュニケーションⅤ②					
	発展B群			ドイツ語演習言語と文化Ⅰ② ドイツ語演習言語と文化Ⅲ② フランス語演習言語と文化Ⅰ② フランス語演習言語と文化Ⅲ② スペイン語演習言語と文化Ⅰ② スペイン語演習言語と文化Ⅲ② 中国語演習言語と文化Ⅰ② 中国語演習言語と文化Ⅲ② 韓国語演習言語と文化Ⅰ② 韓国語演習言語と文化Ⅲ②		ドイツ語演習言語と文化Ⅱ② ドイツ語演習言語と文化Ⅳ② フランス語演習言語と文化Ⅱ② フランス語演習言語と文化Ⅳ② スペイン語演習言語と文化Ⅱ② スペイン語演習言語と文化Ⅳ② 中国語演習言語と文化Ⅱ② 中国語演習言語と文化Ⅳ② 韓国語演習言語と文化Ⅱ② 韓国語演習言語と文化Ⅳ②			
		発展C群			ドイツ語演習検定対策Ⅰ② ドイツ語演習検定対策Ⅲ② フランス語演習検定対策Ⅰ② フランス語演習検定対策Ⅲ② スペイン語演習検定対策Ⅰ② スペイン語演習検定対策Ⅲ② 中国語演習検定対策Ⅰ② 中国語演習検定対策Ⅲ② 韓国語演習検定対策Ⅰ② 韓国語演習検定対策Ⅲ②		ドイツ語演習検定対策Ⅱ② ドイツ語演習検定対策Ⅳ② フランス語演習検定対策Ⅱ② フランス語演習検定対策Ⅳ② スペイン語演習検定対策Ⅱ② スペイン語演習検定対策Ⅳ② 中国語演習検定対策Ⅱ② 中国語演習検定対策Ⅳ② 韓国語演習検定対策Ⅱ② 韓国語演習検定対策Ⅳ②		
	発展D群				ドイツ語演習プレゼンテーションⅠ② ドイツ語演習プレゼンテーションⅡ② フランス語演習プレゼンテーションⅠ② フランス語演習プレゼンテーションⅡ② スペイン語演習プレゼンテーションⅠ② スペイン語演習プレゼンテーションⅡ② 中国語演習プレゼンテーションⅠ② 中国語演習プレゼンテーションⅡ② 韓国語演習プレゼンテーションⅠ② 韓国語演習プレゼンテーションⅡ②				
	E群	世界の言語①							

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
技 能									
日本語力科目	コ ア	実践日本語表現② 実践話し方入門②							
		日本語表現講義② 実践漢字講座② 語彙・読解講座②							
	発 展	古典に学ぶ日本語表現②							
		実用文書の作り方・情報の伝え方② テーマ別日本語表現②							
キャリア教育科目	コ ア	キャリアプランニング②							
	発 展	ビジネストレーニングセミナー②							
		キャリアセミナー② グローバルキャリアセミナー② キャリア発展講義②							
		日本企業の現状と展望② インターンシップ準備講座② インターンシップ実習② 理工系インターンシップ実習② 発展インターンシップ準備講座② 発展インターンシップ実習②							
Global Career Design②									
情報基盤科目	コ ア	情報基礎②							
	発 展	情報活用A② 情報活用B② 情報活用C② 情報活用D② 情報活用E② 情報活用F②							
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ演習A② 健康・スポーツ演習B② スポーツと科学② スポーツと文化② スポーツと社会② 健康と科学②								

科目区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教 養 基 礎								
人文学	哲学の基礎② 文学への招待② 心理学の基礎②	倫理学の基礎② 芸術への招待② 自己理解の心理学②	現代社会と哲学② カルチュラル・スタディーズ② 教育原理②	現代社会と倫理学② 教育心理学②				
社会科学	政治学の基礎② 市民生活と法A② 企業と社会② 現代社会の地理②	経済学の基礎② 市民生活と法B② 学校と社会②	社会学と現代② 現代のマスメディア② 近現代日本史A②	日本国憲法② 社会心理学入門② 近現代日本史B②				
自然科学	物質の究極像② 薬はなぜ効くか② サイエンス・トピックス②	人間と進化② 身の回りの科学②	脳科学と心② 科学史②	天文学入門② 科学技術の発展と歴史②				
持 続 社 会 探 究								
環境・地域		地球と環境② 日本列島の歴史と災害② 外国の自然と社会A② 地域づくり論②	気象と地球環境② 日本の国土と社会② 外国の自然と社会B② 環境科学トピックス②	自然環境と文明②				
国際理解		戦後の日本と世界② 近現代の欧米A② 現代の国際政治② 異文化理解トピックス②	近現代のアジアA② 近現代の欧米B② グローバル経済論②	近現代のアジアB② 中東地域史② 国際文化交流論②				
人権・共生		裁判と社会② 人権とジェンダー② 福祉社会に生きる② 共生社会トピックス②	生命倫理と法② こころの健康と臨床② 特別支援教育概論②	地域福祉論② 老人福祉論②				
実 践	成蹊を知る② 地元学実践演習② 大学生生活と相互理解② 武蔵野地域連携セミナー②	情報保障とボランティア② 武蔵野地域研究② 成蹊グローバルセミナーA②	野外自然教育論② 武蔵野市寄附講座② 成蹊グローバルセミナーB②					
	Global Studies Seminar I ②							
	Global Studies Seminar II ②							
Global Studies Seminar III ②								

(注) この表に掲げる授業科目のうち、一部の科目については、別に定めるところにより履修を制限することがある。

別表第1の2 教職課程科目 (第35条関係)

(1) 教職の教科及び教職に関する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教科及び教職に関する科目	教職論②							
	生徒・進路指導論②		教育課程論②		教育方法論②		教育相談②	
					道徳教育の指導法②		総合的な学習の時間の指導法②	
					特別活動の指導法②			
							教育実習論①	
						教育実習 (中・高) ⑤		
						教育実習 (高) ③		
						教職実践演習 (中・高) ②		

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム									
	1年次		2年次		3年次		4年次			
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)				国語科教育法Ⅰ②		社会科・公民科教育法②			
					社会科・地理歴史科教育法②		数学科教育法Ⅰ②			
					理科教育法Ⅰ②		工業科教育法Ⅰ②		情報科教育法Ⅰ②	
					英語科教育法Ⅰ②					
				国語科教育法Ⅱ②		社会科教育法B②				
				社会科教育法A②		数学科教育法Ⅱ②				
				理科教育法Ⅱ②		情報科教育法Ⅰ②				
				工業科教育法Ⅰ②		英語科教育法Ⅱ②				
				英語科教育法Ⅱ②						
						国語科教育法Ⅲ②				
						国語科教育法Ⅳ②				
						地理歴史科教育法②				
						公民科教育法②				
						理科教育法Ⅲ②				
						数学科教育法Ⅲ②				
						理科教育法Ⅳ②				
						数学科教育法Ⅳ②				
						英語科教育法Ⅲ②				
						英語科教育法Ⅳ②				

(3) 教職課程の大学が独自に設定する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教職課程の大学が独自に設定する科目							教職特論演習Ⅰ②	
							教職特論演習Ⅱ②	
	学校経営と学校図書館②				学校図書館メディアの構成②			
学習指導と学校図書館②				読書と豊かな人間性②				
情報メディアの活用②								

別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数（第35条の2 関係）

学 部			経済学部、文学部、 法学部、経営学部		理工学部		
区 分			区分別 必要単位数	卒業所要 単位数	区分別 必要単位数	卒業所要 単位数	
外国語	英語 科目	必修	4	16 以上	4	12 以上	
		選択必修	2		2		
		選択					
初修外国語科目							
技能	日本語力科目			28		24	
	キャリア教育科目						
	情報基盤科目						
	健康・スポーツ科目						
教養基礎	人文学		8 以上		8 以上		
	社会科学						
	自然科学						
持続社会探究	実践						
	環境・地域						
	国際理解						
人権・共生							

別表第3 (第42条関係)

項目		学部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
入学検定料	A方式	35,000円	35,000円
	C方式	15,000円	15,000円
	E方式	35,000円	35,000円
	S方式	-	15,000円
	P方式	25,000円	-
	G方式	35,000円	-
	M方式	35,000円 (経済学部のみ)	-
	AOその他の 試験	35,000円	35,000円
入学金		200,000円	200,000円
授業料 (年額)		825,000円	1,060,000円
施設費 (年額)		195,000円	325,000円
設備費 (年額)		80,000円	140,000円

(注1) A方式、C方式、E方式、S方式、P方式及びG方式については、入試方式、学部を問わず同時に出願する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、2つ目の出願から1つの試験につき10,000円を減額する。

別表第4 (第42条関係)

項目		学部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
在籍料 (年額)		150,000円	150,000円

(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5 (第47条関係)

研究生

項目		学部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
入学検定料		35,000円	35,000円
登録料		50,000円	50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

聴講生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	聴講料 (1科目年額)		40,000円

(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。

委託生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	登録料		50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

科目等履修生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	入学検定料		10,000円
登録料		30,000円	30,000円
履修料 (1単位につき)	講義・演習・実技科目	15,000円	15,000円
	実験・実習科目	20,000円	20,000円

変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表

I 変更の事由

- (1) 経済学部及び経営学部を設置するため。
- (2) 文学部(国際文化学科以外)の入学定員及び収容定員の変更(学部全体の定員減を伴う)のため。
- (3) 理工学部各学科の入学定員、収容定員の変更のため。
- (4) 教職課程センターを大学の附属機関とするため。
- (5) 授業時間及び授業期間を定義するため。
- (6) 全学共通科目のカリキュラム変更のため。
- (7) 教職課程科目を新たに定義するため。
- (8) 納付金改定のため。
- (9) その他条文を整備するため。

II 変更点

- (1) 第2条
 - ・経済学部経済数理学科及び現代経済学科を追加し、入学定員及び収容定員を定める。
 - ・経営学部総合経営学科を追加し、入学定員及び収容定員を定める。
 - ・理工学部及び文学部(国際文化学科以外)の入学定員及び収容定員を改める。
- (2) 第6条第1項第7号
 - ・成蹊大学教職課程センターを追加する。
- (3) 第16条の2
 - ・新たに授業時間及び期間を定める。
- (4) 第34条
 - ・教育課程の規定に「教職課程科目」を追加する。
- (5) 第35条
 - ・新たに教職課程科目を別表第1の2に定めることを規定する。
 - ・第3項を追加したことにより、項番号を変更する。
- (6) 第35条の2第2項
 - ・新たに教職課程科目が卒業に必要な修得単位数に算入されないことを規定する。
- (7) 別表第1
 - ・全学共通科目のカリキュラムを新旧対照表のとおり変更する。
- (8) 別表第1の2
 - ・新たに教職課程科目を定める。
- (9) 別表第2
 - ・全学共通科目における卒業に必要な修得単位数を新旧対照表のとおり変更する。
- (10) 別表第3
 - ・G方式の入学検定料を追加する。
 - ・授業料(年額)を変更する。
- (11) 別表第4
 - ・経営学部を追加する。
- (12) 別表第5
 - ・経営学部を追加する。
- (13) 附則
 - ・施行日を規定する。
 - ・2020年度から2022年度までの間の収容定員について規定する。
 - ・改正後の規定について、適用の範囲を定める。

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新(改正)

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員(名)	収容定員(名)
経済学部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	150	600
	計	230	920
理工学部	物質生命理工学科	125	500
	情報科学科	150	600
	システムデザイン学科	125	500
	計	400	1,600
文学部	英語英米文学科	121	484
	日本文学科	84	336
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	105	420
	計	420	1,680
法学部	法律学科	280	1,120
	政治学科	160	640
	計	440	1,760
経営学部	総合経営学科	290	1,160
合 計		1,780	7,120

(附属機関)

第6条 この大学に、次の附属機関を置く。

- (1) 成蹊大学図書館
- (2) 成蹊大学高等教育開発・支援センター
- (3) 成蹊大学アジア太平洋研究センター
- (4) 成蹊大学国際教育センター
- (5) 成蹊大学キャリア支援センター
- (6) 成蹊大学ボランティア支援センター
- (7) 成蹊大学教職課程センター

2 前項に掲げるもののほか、学部又は研究科に、附属の研究施設を置くことができる。

3 附属機関及び研究施設に関する規則は、別に定める。

旧(現行)

(学部、学科及び収容定員)

第2条 (同左)

学 部	学 科	入学定員(名)	収容定員(名)
経済学部	経済経営学科	500	2,000
理工学部	物質生命理工学科	133	532
	情報科学科	134	536
	システムデザイン学科	133	532
	計	400	1,600
文学部	英語英米文学科	130	520
	日本文学科	90	360
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	110	440
	計	440	1,760
法学部	法律学科	280	1,120
	政治学科	160	640
	計	440	1,760
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
合 計		1,780	7,120

(附属機関)

第6条 (同左)

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)
- (6) (同左)
- (新設)

2 (同左)

3 (同左)

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)	旧 (現 行)
<p>(授業時間及び期間) <u>第 16 条の 2</u> 各授業科目の授業は、1 時限の授業時間を100分とし、14週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(教育課程) 第 3 4 条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）<u>、</u>学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）<u>及び教職課程の設置に必要な授業科目</u>（以下「教職課程科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。 (授業科目及び履修方法) 第 3 5 条 全学共通科目は、別表第 1 に定めるところによる。 2 学部開設科目は、各学部規則の定めるところによる。 <u>3 教職課程科目は、別表第 1 の 2 に定めるところによる。</u> 4 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 (卒業に必要な修得単位数) 第 3 5 条の 2 各学部の卒業に必要な修得単位数は、各学部規則の定めるところによる。ただし、このうち全学共通科目の卒業に必要な修得単位数については、別表第 2 に定めるところによる。 <u>2 教職課程科目は、卒業に必要な修得単位数に算入しない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(教育課程) 第 3 4 条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）<u>及び</u>学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。 (授業科目及び履修方法) 第 3 5 条 (同左) 2 (同左) (新設) <u>3 (同左)</u></p> <p>(卒業に必要な修得単位数) 第 3 5 条の 2 (同左)</p> <p>(新設)</p>

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)										旧 (現 行)									
別表第1 全学共通科目 (第35条関係)										別表第1 全学共通科目 (第35条関係)									
(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。										(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。									
科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム								科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム							
		1年次		2年次		3年次		4年次				1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8			第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
外国語										桃李成蹊科目									
必修	College English (Listening & Speaking) I① College English (Reading & Writing) I①								A群	フレッシュャーズ・セミナー② フレッシュャーズ講義① 【成蹊のアイデンティティを求めて】 成蹊を知る② 成蹊教養セミナー② 成蹊ボランティア②									
	College English (Listening & Speaking) II① College English (Reading & Writing) II①									B群	【成蹊と地域の共生をめざして】 武蔵野地域研究② 成蹊環境セミナー② 地域福祉論② 武蔵野市部活動② 武蔵野地域連携セミナー②								
選択必修	Intensive English I①								C群		【他人を思いやる豊かな心を育て】 人権とジェンダー② 青年の心と身体② こどもと社会② 老人福祉論② 福祉社会で生きる② 情報保障とボランティア② 成蹊グローバルセミナーA② 成蹊グローバルセミナーB②								
	Intensive English II① College English (Integrated Skills) I① College English (Integrated Skills) II①									人間形成系統									
資格試験	TOEFL Preparation Introduction① TOEFL Preparation Intermediate① TOEIC Preparation Introduction① TOEIC Preparation Intermediate① IELTS Preparation Introduction① IELTS Preparation Intermediate①								コ	Freshers' English① College English (Listening & Speaking) I① College English (Reading & Writing) I① College English (Listening & Speaking) II① College English (Reading & Writing) II①									
	英語力強化科目	基礎からのコミュニケーション英文法② 自分でデザインする英語学習② 英語発音トレーニング② 英語精読トレーニング②								ア	College English (Global Topics) I① College English (Local Topics) I① College English (Global Topics) II① College English (Local Topics) II①								
スキル強化科目		Presentation Skills Basic② Discussion Skills Basic② Writing Skills (Paragraph)② Presentation Skills Intermediate② Discussion Skills Intermediate② Writing Skills (Essay)②									発	TOEFL Preparation Intermediate① TOEFL Preparation Advanced① TOEIC Preparation Intermediate① TOEIC Preparation Advanced① IELTS Preparation Intermediate① IELTS Preparation Advanced①							
	英語発展科目	多読で学ぶ英語と文化② 映画で学ぶ英語と文化② ドラマで学ぶ英語と文化② 歌で学ぶ英語と文化② メディアで学ぶ英語と文化② キャリアのための英語と文化②								展		Presentation Skills② Discussion Skills② Writing Skills② 多読で学ぶ英語と文化② 映画で学ぶ英語と文化② ドラマで学ぶ英語と文化② 歌で学ぶ英語と文化②							
Advanced English		TOEFL Preparation Advanced I① IELTS Preparation Advanced I① TOEIC Preparation Advanced① TOEFL Preparation Advanced II① IELTS Preparation Advanced II① Media English② Academic Listening② Cross Cultural Communication Skills② Discussion & Presentation② English for the Workplace② Essay Writing② Intensive Reading② World Englishes②									語	日本語表現講義② 実践英字講義② 実践日本語表現② 実践話し方入門② 文章読解講義②							

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改正)		旧 (現行)	
初級外国語科目	コア	ドイツ語基礎AⅠ① ドイツ語基礎BⅠ① フランス語基礎AⅠ① フランス語基礎BⅠ① スペイン語基礎AⅠ① スペイン語基礎BⅠ① 中国語基礎AⅠ① 中国語基礎BⅠ① 韓国語基礎AⅠ① 韓国語基礎BⅠ①	発展 古典日本語A② 古典日本語B② テーマ別日本語表現② 実用文書の作り方・情報の伝え方②
		ドイツ語基礎AⅡ① ドイツ語基礎BⅡ① フランス語基礎AⅡ① フランス語基礎BⅡ① スペイン語基礎AⅡ① スペイン語基礎BⅡ① 中国語基礎AⅡ① 中国語基礎BⅡ① 韓国語基礎AⅡ① 韓国語基礎BⅡ①	キャリア教育科目 コア キャリアプランニング② ビジネストレーニングセミナー② 発展 キャリアセミナー② キャリア発表講義② International Internship② 日本企業の現状と展望② インターンシップ準備講座② インターンシップ実習② 理工系インターンシップ実習②
発展A群	ドイツ語演習コミュニケーションⅠ② ドイツ語演習コミュニケーションⅡ② フランス語演習コミュニケーションⅠ② フランス語演習コミュニケーションⅡ② スペイン語演習コミュニケーションⅠ② スペイン語演習コミュニケーションⅡ② 中国語演習コミュニケーションⅠ② 中国語演習コミュニケーションⅡ② 韓国語演習コミュニケーションⅠ② 韓国語演習コミュニケーションⅡ②	情報基盤 コア 情報基礎② 発展 情報活用A② 情報活用B② 情報活用C② 情報活用D② 情報活用E② 情報活用F②	
		ドイツ語演習コミュニケーションⅢ② ドイツ語演習コミュニケーションⅣ② ドイツ語演習コミュニケーションⅤ② フランス語演習コミュニケーションⅢ② フランス語演習コミュニケーションⅣ② フランス語演習コミュニケーションⅤ② スペイン語演習コミュニケーションⅢ② スペイン語演習コミュニケーションⅣ② スペイン語演習コミュニケーションⅤ② 中国語演習コミュニケーションⅢ② 中国語演習コミュニケーションⅣ② 中国語演習コミュニケーションⅤ② 韓国語演習コミュニケーションⅢ② 韓国語演習コミュニケーションⅣ② 韓国語演習コミュニケーションⅤ②	科目区分 授業科目・単位数・年次・ターム 1年次 2年次 3年次 4年次 第1 第2 第3 第4 第5 第6 第7 第8
発展B群	ドイツ語演習言語と文化Ⅰ② ドイツ語演習言語と文化Ⅱ② ドイツ語演習言語と文化Ⅲ② ドイツ語演習言語と文化Ⅳ② フランス語演習言語と文化Ⅰ② フランス語演習言語と文化Ⅱ② フランス語演習言語と文化Ⅲ② フランス語演習言語と文化Ⅳ② スペイン語演習言語と文化Ⅰ② スペイン語演習言語と文化Ⅱ② スペイン語演習言語と文化Ⅲ② スペイン語演習言語と文化Ⅳ② 中国語演習言語と文化Ⅰ② 中国語演習言語と文化Ⅱ② 中国語演習言語と文化Ⅲ② 中国語演習言語と文化Ⅳ② 韓国語演習言語と文化Ⅰ② 韓国語演習言語と文化Ⅱ② 韓国語演習言語と文化Ⅲ② 韓国語演習言語と文化Ⅳ②	健康・スポーツ科目 コア 健康・スポーツの基礎② 発展 健康・スポーツの発展AⅠ② 健康・スポーツの発展AⅡ② 健康・スポーツの発展AⅢ② 健康・スポーツの発展AⅣ② 健康・スポーツの発展BⅠ② 健康・スポーツの発展BⅡ② 健康・スポーツの発展BⅢ② 健康・スポーツの発展BⅣ② 健康・スポーツの発展SⅠ② 健康・スポーツの発展SⅡ② 健康・スポーツの発展SⅢ② 健康・スポーツの発展SⅣ②	文化創造系統 哲学の基礎② 倫理学の基礎② 文学への招待② 心理学の基礎② 自己理解の心理学②
			発台 人間 コア

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新(改正)				旧(現行)			
発展C群			ドイツ語実習検定対策Ⅰ②	ドイツ語実習検定対策Ⅱ②	現代社会と哲学②	現代社会と倫理学②	現代社会と宗教②
			ドイツ語実習検定対策Ⅲ②	ドイツ語実習検定対策Ⅳ②		日本の思想史②	脳科学と心②
発展D群			フランス語実習検定対策Ⅰ②	フランス語実習検定対策Ⅱ②	音楽への招待②	美術への招待②	人間と美術②
			フランス語実習検定対策Ⅲ②	フランス語実習検定対策Ⅳ②	多文化主義と文学②	サブカルチャーと文学②	
E群	世界の言語①		スペイン語実習検定対策Ⅰ②	スペイン語実習検定対策Ⅱ②	舞台芸術論②	ことばの科学②	ファッションと文化②
			スペイン語実習検定対策Ⅲ②	スペイン語実習検定対策Ⅳ②	映像と文化②	映像と人間②	文化人類学の考え方②
技能	コア	実践日本語表現②	中国語実習検定対策Ⅰ②	中国語実習検定対策Ⅱ②	政治学の基礎②	経済学の基礎②	社会学と現代②
			中国語実習検定対策Ⅲ②	中国語実習検定対策Ⅳ②	市民生活と法Ⅰ②	市民生活と法Ⅱ②	日本国憲法②
発展	発展	古典に学ぶ日本語表現②	韓国語実習検定対策Ⅰ②	韓国語実習検定対策Ⅱ②	日本の政治②	現代の国際政治②	日本と世界の経済②
			韓国語実習検定対策Ⅲ②	韓国語実習検定対策Ⅳ②	企業と社会②	現代のマスメディア②	コミュニケーションと社会②
コア	発展	実用文書の作り方・情報の伝え方②	ドイツ語実習プレゼンテーションⅠ②	ドイツ語実習プレゼンテーションⅡ②	社会心理学入門②	社会と統計②	裁判と社会②
			フランス語実習プレゼンテーションⅠ②	フランス語実習プレゼンテーションⅡ②	生命倫理と法②		
発展	発展	テーマ別日本語表現②	スペイン語実習プレゼンテーションⅠ②	スペイン語実習プレゼンテーションⅡ②	科学的に考える②	環境と科学②	
			スペイン語実習プレゼンテーションⅢ②	スペイン語実習プレゼンテーションⅣ②			
コア	発展	キャリアプランニング②	中国語実習プレゼンテーションⅠ②	中国語実習プレゼンテーションⅡ②	物質の究極像②	人間と進化②	天文学入門②
			中国語実習プレゼンテーションⅢ②	中国語実習プレゼンテーションⅣ②		身の回りの科学②	科学技術の発展と歴史②
発展	発展	キャリア発展講義②	韓国語実習プレゼンテーションⅠ②	韓国語実習プレゼンテーションⅡ②	環境論②	気象と地球環境②	
			韓国語実習プレゼンテーションⅢ②	韓国語実習プレゼンテーションⅣ②			
コア	発展	ビジネストレーニングセミナー②	ドイツ語基礎AⅠ①	ドイツ語基礎BⅠ①	ドイツ語基礎AⅠ①	ドイツ語基礎BⅠ①	
			フランス語基礎AⅠ①	フランス語基礎BⅠ①	フランス語基礎AⅠ①	フランス語基礎BⅠ①	
発展	発展	キャリアセミナー②	スペイン語基礎AⅠ①	スペイン語基礎BⅠ①	スペイン語基礎AⅠ①	スペイン語基礎BⅠ①	
			中国語基礎AⅠ①	中国語基礎BⅠ①	中国語基礎AⅠ①	中国語基礎BⅠ①	
発展	発展	キャリア発展講義②	韓国語基礎AⅠ①	韓国語基礎BⅠ①	韓国語基礎AⅠ①	韓国語基礎BⅠ①	
			ドイツ語基礎AⅡ①	ドイツ語基礎BⅡ①	ドイツ語基礎AⅡ①	ドイツ語基礎BⅡ①	
コア	発展	グローバルキャリアセミナー②	フランス語基礎AⅡ①	フランス語基礎BⅡ①	フランス語基礎AⅡ①	フランス語基礎BⅡ①	
			スペイン語基礎AⅡ①	スペイン語基礎BⅡ①	スペイン語基礎AⅡ①	スペイン語基礎BⅡ①	
発展	発展	キャリア発展講義②	中国語基礎AⅡ①	中国語基礎BⅡ①	中国語基礎AⅡ①	中国語基礎BⅡ①	
			韓国語基礎AⅡ①	韓国語基礎BⅡ①	韓国語基礎AⅡ①	韓国語基礎BⅡ①	
コア	発展	日本企業の現状と展望②	ドイツ語基礎AⅢ①	ドイツ語基礎BⅢ①	ドイツ語基礎AⅢ①	ドイツ語基礎BⅢ①	
			インターンシップ準備講座②	インターンシップ実習②	フランス語基礎AⅢ①	フランス語基礎BⅢ①	
発展	発展	理工系インターンシップ実習②	スペイン語基礎AⅢ①	スペイン語基礎BⅢ①	スペイン語基礎AⅢ①	スペイン語基礎BⅢ①	
			発展インターンシップ準備講座②	発展インターンシップ実習②	中国語基礎AⅢ①	中国語基礎BⅢ①	
コア	発展	キャリア発展講義②	韓国語基礎AⅢ①	韓国語基礎BⅢ①	韓国語基礎AⅢ①	韓国語基礎BⅢ①	
			発展インターンシップ実習②				

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)				旧 (現 行)			
			Global Career Design②				
専攻	コア	情報基礎②					ドイツ語実習言語と文化Ⅰ② ドイツ語実習言語と文化Ⅱ② ドイツ語実習検定対策Ⅰ② ドイツ語実習検定対策Ⅱ② ドイツ語実習プレゼンテーションⅠ② ドイツ語実習プレゼンテーションⅡ②
	発展	情報活用A② 情報活用D②	情報活用B② 情報活用E②	情報活用C② 情報活用F②			フランス語実習言語と文化Ⅰ② フランス語実習言語と文化Ⅱ② フランス語実習検定対策Ⅰ② フランス語実習検定対策Ⅱ② フランス語実習プレゼンテーションⅠ② フランス語実習プレゼンテーションⅡ② スペイン語実習言語と文化Ⅰ② スペイン語実習言語と文化Ⅱ② スペイン語実習検定対策Ⅰ② スペイン語実習検定対策Ⅱ② スペイン語実習プレゼンテーションⅠ② スペイン語実習プレゼンテーションⅡ②
健康・スポーツ 科目	健康・スポーツ演習A② 健康・スポーツ演習B② スポーツと科学② スポーツと文化② スポーツと社会② 健康と科学②						中国語実習言語と文化Ⅰ② 中国語実習言語と文化Ⅱ② 中国語実習検定対策Ⅰ② 中国語実習検定対策Ⅱ② 中国語実習プレゼンテーションⅠ② 中国語実習プレゼンテーションⅡ②
教養基礎							韓国語実習言語と文化Ⅰ② 韓国語実習言語と文化Ⅱ② 韓国語実習検定対策Ⅰ② 韓国語実習検定対策Ⅱ② 韓国語実習プレゼンテーションⅠ② 韓国語実習プレゼンテーションⅡ②
人文学	哲学の基礎② 文学への招待② 心理学の基礎②	倫理学の基礎② 芸術への招待② 自己理解の心理学②	現代社会と哲学② カルチュラル・スタディーズ② 教育原理②	現代社会と倫理学② カルチュラル・スタディーズ② 教育心理学②			ドイツ語会話Ⅰ① 中国語会話Ⅰ① ドイツ語会話Ⅱ① 中国語会話Ⅱ①
社会科学	政治学の基礎② 市民生活と法A② 企業と社会② 現代社会の地理②	経済学の基礎② 市民生活と法B② 学校と社会②	社会学と現代② 現代のマスメディア② 近現代日本史A②	日本国憲法② 社会心理学入門② 近現代日本史B②			フランス語会話Ⅰ① 韓国語会話Ⅰ① フランス語会話Ⅱ① 韓国語会話Ⅱ①
自然科学	物質の究極像② 薬なぜ効くか② サイエンス・トピックス②	人間と進化② 身の回りの科学②	脳科学と心② 科学史②	天文学入門② 科学技術の発展と歴史②			ドイツ語会話Ⅲ① スペイン語会話Ⅲ① 中国語会話Ⅲ① 韓国語会話Ⅲ①
持続社会探究							
環境・地域		地球と環境② 日本列島の歴史と災害② 外国の自然と社会A② 地域づくり論②	気象と地球環境② 日本の国土と社会② 外国の自然と社会B② 環境科学トピックス②	自然環境と文明②			

初修
外国語
祭
異
解
文
科
目
詳

発展
B
詳

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)								旧 (現 行)																																																																																									
<p>別表第1の2 教職課程科目 (第35条関係) (1) 教職の教科及び教職に関する科目</p> <p>(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。</p>								(新設)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">科目区分</th> <th colspan="8">授業科目・単位数・年次・ターム</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1年次</th> <th colspan="2">2年次</th> <th colspan="2">3年次</th> <th colspan="2">4年次</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>第5</th> <th>第6</th> <th>第7</th> <th>第8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">教科及び教職に関する科目</td> <td colspan="8">教職論②</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生徒・進路指導論②</td> <td colspan="2">教育課程論②</td> <td colspan="2">教育方法論②</td> <td colspan="2">教育相談②</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4">道徳教育の指導法②</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4">総合的な学習の時間の指導法②</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4">特別活動の指導法②</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4">教育実習論①</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2">教育実習 (中・高) ⑤</td> <td colspan="2">教育実習 (高) ③</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4">教職実践演習 (中・高) ②</td> </tr> </tbody> </table>																科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム								1年次		2年次		3年次		4年次		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	教科及び教職に関する科目	教職論②								生徒・進路指導論②		教育課程論②		教育方法論②		教育相談②						道徳教育の指導法②								総合的な学習の時間の指導法②								特別活動の指導法②								教育実習論①								教育実習 (中・高) ⑤		教育実習 (高) ③	
科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム																																																																																																
	1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																										
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8																																																																																									
教科及び教職に関する科目	教職論②																																																																																																
	生徒・進路指導論②		教育課程論②		教育方法論②		教育相談②																																																																																										
					道徳教育の指導法②																																																																																												
					総合的な学習の時間の指導法②																																																																																												
					特別活動の指導法②																																																																																												
					教育実習論①																																																																																												
					教育実習 (中・高) ⑤		教育実習 (高) ③																																																																																										
				教職実践演習 (中・高) ②																																																																																													

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)										旧 (現 行)									
(2) 教科及び教科の指導法に関する科目																			
(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。																			
科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム																	
		1年次				2年次				3年次				4年次					
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15	第16		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)					<u>国語科教育法I②</u> <u>社会科・地理歴史科教育法②</u> <u>社会科・公民科教育法②</u> <u>理科教育法I②</u> <u>数学科教育法I②</u> <u>工業科教育法I②</u> <u>情報科教育法I②</u> <u>英語科教育法I②</u>													
						<u>国語科教育法II②</u> <u>社会科教育法A②</u> <u>社会科教育法B②</u> <u>理科教育法II②</u> <u>数学科教育法II②</u> <u>工業科教育法I②</u> <u>情報科教育法I②</u> <u>英語科教育法II②</u>													
						<u>国語科教育法III②</u> <u>国語科教育法IV②</u> <u>地理歴史科教育法②</u> <u>公民科教育法②</u> <u>理科教育法III②</u> <u>数学科教育法III②</u> <u>理科教育法IV②</u> <u>数学科教育法IV②</u> <u>英語科教育法III②</u> <u>英語科教育法IV②</u>													
(3) 教職課程の大学が独自に設定する科目																			
(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。																			
科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム																	
		1年次				2年次				3年次				4年次					
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15	第16		
教職課程の大学が独自に設定する科目										<u>教職特論演習I②</u>									
										<u>教職特論演習II②</u>									
						<u>学校経営と学校図書館②</u> <u>学習指導と学校図書館②</u> <u>情報メディアの活用②</u>				<u>学校図書館メディアの構成②</u> <u>読書と豊かな人間性②</u>									

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)							旧 (現 行)														
別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数 (第35条の2関係)							別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数 (第35条の2関係)														
学 部			経済学部、文学部、 法学部、経営学部		理工学部		区 分			区別 必要単位数		卒業必要単位数									
区 分			区別 必要単位数		卒業所要 単位数		区 分			区別 必要単位数		卒業所要 単位数									
外 国 語	英語 科目	必 修	4	16 以上	28	4	12 以上	24	桃李成蹊科目	コア科目 (フレッシュヤーズ・セミナー)		2	20	21							
		選 択 必 修	2			2				発 展 科 目											
		選 択								英語科目		9			コ ア 科 目 発 展 科 目						
初修外国語科目						日 本 語 力 科 目					人 間 形 成 系 統				日 本 語 力 科 目						
日本語力科目						キ ャ リ ア 教 育 科 目					文 化 創 造 系 統				キ ャ リ ア 教 育 科 目						
キャリア教育科目						情 報 基 盤 科 目					総 合 文 化 科 目				情 報 基 盤 科 目						
情報基盤科目						健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目					人 間 と 文 化				健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 目						
健康・スポーツ科目						8 以上				8 以上		社 会 と 文 化			8 以上		14		10		
人文						8 以上				8 以上		科 学 技 術 と 文 化			8 以上		14		10		
社会科学						8 以上				8 以上		国 際 理 解 科 目			8 以上		14		10		
自然科学						8 以上				8 以上		初修外国語・異文化理解科目			8 以上		14		10		
実践						8 以上				8 以上		国 際 教 養 科 目			8 以上		14		10		
環境・地域						8 以上				8 以上		合 計			8 以上		34		31		
国際理解						8 以上				8 以上					8 以上		34		31		
人権・共生						8 以上				8 以上					8 以上		34		31		
						8 以上				8 以上					8 以上		34		31		

別表第3 (第42条関係)				別表第3 (第42条関係)							
学 部		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部		理 工 学 部		学 部		経済学部・文学部・ 法学部		理 工 学 部	
項 目						項 目					
入学検定料	A 方 式	35,000円		35,000円		入学検定料	A 方 式	35,000円		35,000円	
	C 方 式	15,000円		15,000円			C 方 式	15,000円		15,000円	
	E 方 式	35,000円		35,000円			E 方 式	35,000円		35,000円	
	S 方 式	-		15,000円			S 方 式	-		15,000円	
	P 方 式	25,000円		-			P 方 式	25,000円		-	
	G 方 式	35,000円		-			(新設)	(新設)		(新設)	
	M 方 式	35,000円 (経済学部のみ)		-			M 方 式	35,000円 (経済学部のみ)		-	
	AOその他の 試 験	35,000円		35,000円			AOその他の 試 験	35,000円		35,000円	
入 学 金		200,000円		200,000円		入 学 金		200,000円		200,000円	
授 業 料 (年額)		825,000円		1,060,000円		授 業 料 (年額)		795,000円		1,040,000円	

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)			旧 (現 行)		
施設費 (年額)	195,000円	325,000円	施設費 (年額)	180,000円	310,000円
設備費 (年額)	80,000円	140,000円	設備費 (年額)	60,000円	130,000円
(注1) A方式、C方式、E方式、S方式、P方式及びG方式については、入試方式、学部を問わず同時に出席する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、2つ目の出席から1つの試験につき10,000円を減額する。			(注1) A方式、C方式、E方式、S方式及びP方式については、入試方式、学部を問わず同時に出席する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、2つ目の出席から1つの試験につき10,000円を減額する。		
別表第4 (第42条関係)			別表第4 (第42条関係)		
項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部	項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
在籍料 (年額)	150,000円	150,000円	在籍料 (年額)	150,000円	150,000円
(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。			(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。		
別表第5 (第47条関係) 研究生			別表第5 (第47条関係) 研究生		
項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部	項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
入学検定料	35,000円	35,000円	入学検定料	35,000円	35,000円
登録料	50,000円	50,000円	登録料	50,000円	50,000円
研修料 (年額)	400,000円	600,000円	研修料 (年額)	400,000円	600,000円
(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。			(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。		
聴講生			聴講生		
項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部	項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
聴講料 (1科目年額)	40,000円	40,000円	聴講料 (1科目年額)	40,000円	40,000円
(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。			(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。		
委託生			委託生		
項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部	項目 \ 学部	経済学部・文学部・ 法学部	理工学部
登録料	50,000円	50,000円	登録料	50,000円	50,000円
研修料 (年額)	400,000円	600,000円	研修料 (年額)	400,000円	600,000円
(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。			(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。		

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)				旧 (現 行)					
科目等履修生				科目等履修生					
項目		学 部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理 工 学 部	項目		学 部	経済学部・文学部・ 法学部	理 工 学 部
入 学 検 定 料			10,000円	10,000円	入 学 検 定 料			10,000円	10,000円
登 録 料			30,000円	30,000円	登 録 料			30,000円	30,000円
履修料 (1単位)	講義・演習・実技科目		15,000円	15,000円	履修料 (1単位)	講義・演習・実技科目		15,000円	15,000円
	実験・実習科目		20,000円	20,000円		実験・実習科目		20,000円	20,000円
<p>附 則</p> <p>1 この学則は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 2020年度から2022年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>									
学 部	学 科	2020年度	2021年度	2022年度					
経済学部	経済経営学科	1,480名	1,000名	500名					
経済学部	経済数理学科	80名	160名	240名					
	現代経済学科	150名	300名	450名					
	計	230名	460名	690名					
理工学部	物質生命理工学科	521名	516名	508名					
	情報科学科	548名	568名	584名					
	システム デザイン学科	521名	516名	508名					
	計	1,590名	1,600名	1,600名					
文学部	英語英米文学科	511名	502名	493名					
	日本文学科	354名	348名	342名					
	国際文化学科	440名	440名	440名					
	現代社会学科	435名	430名	425名					
	計	1,740名	1,720名	1,700名					
法学部	法律学科	1,115名	1,120名	1,120名					
	政治学科	635名	640名	640名					
	計	1,750名	1,760名	1,760名					
経営学部	総合経営学科	290名	580名	870名					
合 計		7,080名	7,120名	7,120名					
<p>3 改正後の第34条、第35条、別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、2020年度以降の入学者から適用し、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。</p>									

成蹊大学経済学部規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学部規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第3条の規定に基づき、経済学部（平成32年4月1日設置）の教育課程、履修方法、卒業、転・編入学等に関する事項その他学則実施上の必要な事項を定める。

(教育研究の理念)

第2条 この学部は、経済学及び学際的な分野の教育研究を行い、社会に貢献する自立した人材を養成するとともに、研究の成果を広く社会に発信することにより、社会の持続的な発展に貢献することを理念とする。

(教育研究上の目的)

第3条 この学部は、経済学の知識と分析力、確かな教養と豊かな人間性を基礎に、人類が直面する諸問題に対して主体的かつ批判的に向き合い、社会の発展のために貢献できる能力を学生に習得させ、加えて、地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することで持続的な経済発展と豊かな市民社会の実現に寄与することを教育研究上の目的とする。

2 この学部は、時代と共に移り行く教養及び専門に対応し、卒業後も生涯にわたって自ら学び続けていく人間の育成を目的として、各分野の基礎の徹底的な修得と、自ら主体的に学ぶ自発的学修姿勢の涵養を主眼として教育を行うものとする。

3 前2項のほか、学生受入方針、教員組織編制方針等、この学部における教育研究上必要な方針は、別に定める。

(学科所属)

第4条 学生の学科の所属は、学生の志望に基づき、入学のときに決定する。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第5条 この学部開設する授業科目の名称、単位数、配当年次、配当ターム及び履修方法は、別表第1に定めるとおりとする。

2 学則第35条第1項の全学共通科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

3 学則第35条第3項の教職課程科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1の2に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

4 外国人留学生については、学修の必要に応じて、別に定める日本語科目及び日本事情等に関する科目を履修し、学則別表第1に掲げる授業科目の一部に振り替えることができる。

5 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものについて準用する。

(卒業に必要な修得単位数)

第6条 この学部の卒業に必要な修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(他学部科目等の履修)

第7条 学生は、他の学部にも開設されている授業科目を履修しようとするときは、あらかじめこの学部の学部長及び履修しようとする授業科目を開設する学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の履修により修得した単位は、自己設計科目の単位として、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

(在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定)

第8条 学則第37条の2から第37条の4までの規定に基づき、学生が在学中又は入学前に他の大学等において修得した単位又は行った学修のこの学部における単位の認定については、別に定める。

(履修登録)

- 第9条** 学生は、年度又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければならない。
- 2 学生は、現に在籍する年次の上位年次に配当されている授業科目及び既に単位を修得した授業科目を履修することができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるものについては、この限りでない。
 - 3 各年度において履修登録することができる単位数は、40 単位（1つの学期については26 単位）を超えることができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるときは、この限りでない。
 - 4 学部長は、教育上必要と認めるときは、前項に規定する単位数を超えて履修登録を認める授業科目を置くことができる。

（進級制限）

- 第10条** 2年次の終了時点において、卒業に必要な修得単位数の合計が52 単位未満の場合は、3年次に進級することができない。

（履修制限）

- 第11条** 「上級ゼミナールⅠ」の単位を修得していない者は、原則として「上級ゼミナールⅡ」の履修をすることができない。

- 2 「上級ゼミナールⅡ」の単位を修得していない者は、原則として「卒業研究」の履修をすることができない。

第3章 卒業及び試験

（卒業の要件）

- 第12条** この学部を卒業するためには、所定の修業年限以上在学し、かつ、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める要件を当該学生が満たしている場合は、学則第40条第2項の規定に基づき、修業年限を3年以上の在学とすることができる。

（学期末試験）

- 第13条** 学期末試験は、学期末において行う。ただし、学部長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

（追試験）

- 第14条** 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

- 2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

（授業科目修了の認定等）

- 第15条** 授業科目の履修登録をした学生についての授業科目の修了の認定は、当該授業科目の担当教員が行う。

- 2 成績の評価は、成績表に記入し、本人に交付する。

第4章 学士入学、転入学、編入学、再入学、転部、留学、退学勧告等

（学士入学）

- 第16条** 学士入学の志願者が次の各号のいずれかに該当するときは、学則第24条の規定に基づき、欠員のある場合に限り、別に定める要件について審査の上、入学を許可することができる。

（1）この大学の他の学部を卒業してこの学部に入學を志願するとき。

（2）他の修業年限4年以上の大学の学部を卒業してこの学部に入學を志願するとき。

- 2 前項に規定する学士入学の志願者については、別に定める選考方法により、学力審査を行う。

- 3 第1項の規定により入学する者の修業年限は、2年又は3年とする。

- 4 第1項の規定により学士入学をした学生が学士入学前に他の学部又は他の大学において修得した単位は、別に定める基準により、学士入学後の卒業に必要な単位として認定することができる。

（転入学及び編入学）

- 第17条** 転入学又は編入学を志願する者については、学則第23条の規定に基づき、欠員がある場合に限り、別に定める選考方法により学歴及び学力の審査を行い、入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学した学生の修業年限は、2年又は3年とする。

- 3 転入学又は編入学をした学生が他の大学等において既に修了した授業科目の単位の認定については、前条第4項の規定を準用する。

（再入学）

第18条 再入学を希望する者については、学則第25条の規定に基づき、選考の上、入学を許可することができる。

2 再入学を許可された学生の在学期間は、退学前の在学年数を通算する。

3 再入学を許可された学生が退学前に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、原則として従前の表示のとおりとする。

(転部)

第19条 この学部への転部を志願する学生については、学則第27条の規定に基づき、当該学生が所属する学部の学部長の了承を得て選考を行い、転部を許可することができる。

2 転部を許可された学生が他の学部において既に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。

(転科)

第20条 転科を志願する学生については、学則第28条の規定に基づき、教授会の議を経て選考の上、転科を許可することがある。

2 転科を許可された学生が転科前の所属学科において既に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、原則として従前の表示のとおりとする。

(留学)

第21条 学生の留学に関する手続、履修の取扱い、単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(成績不振学生)

第22条 学期ごとのGPAが3学期間連続して1.0未満の学生は、学則第39条の2の規定に基づく成績不振学生とする。

2 成績不振学生には、専任教員による個別指導を行うものとする。

(退学勧告等)

第23条 前条第1項に該当する成績不振学生には、学則第32条第2項の規定に基づき、退学を勧告する。ただし、学部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 退学勧告を受けた学生が、その後も改善の見込みがない場合は、学則第33条第3号の規定による除籍又は学則第55条第2号の規定による懲戒退学とすることができる。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

1 経済数理学科

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム										
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8			
専 門 科 目	ゼミナール科目	必修	基礎ゼミナール②		上級ゼミナールⅠ②		上級ゼミナールⅡ②		卒業研究④			
		選択	プログラミング演習②		理論・計量ワークショップ②		経済学ワークショップ④		計量実践ワークショップ②			
	基盤	基盤Ⅰ	ミクロ経済学Ⅰ②		マクロ経済学Ⅰ②		計量経済学Ⅰ②		経済数学Ⅰ②			
			ミクロ経済学Ⅱ②		マクロ経済学Ⅱ②		計量経済学Ⅱ②		経済数学Ⅱ②			
	基盤Ⅱ	社会経済地理学②		ミクロ経済学Ⅲ②		マクロ経済学Ⅲ②		計量経済学Ⅲ②		経済数学Ⅲ②		
		ゲーム理論②		情報の経済学②		経済発展論②		行動経済学②		国際マクロ経済学②		
	総合科目	制度・歴史	経済史の基礎②		数量経済史②		経済学史②		現代日本経済②		社会思想史②	
		社会理解	労働法②		経済実務講義②		企業会計②		社会理解実践講義②			
	応用発展科目	応用科目	産業組織論A②		産業組織論B②		国際経済学A②		国際経済学B②		労働経済学②	
		発展科目	法と経済②		金融論A②		金融論B②		ファイナンスA②		ファイナンスB②	
広域基礎科目	発展科目	Advanced Microeconomics I ②		Advanced Macroeconomics I ②		Advanced Econometrics I ②		Advanced Microeconomics II ②		Advanced Macroeconomics II ②		
		Advanced Econometrics II ②		日本史概論Ⅰ②		日本史概論Ⅱ②		世界史概論Ⅰ②		世界史概論Ⅱ②		
自己設計科目	広域基礎科目	地誌学②		現代の政治学②		人文地理学②		自然地理学②				
		都市経済学②		教育経済学②		環境経済学A②						
自己設計科目		全学共通科目、経済数理学科開設科目のうち上記各科目区分から選択した科目、他学科科目、他学部科目、単位互換科目										

2 現代経済学科

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム								
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
専 門 科 目	ゼミナール科目	必修	基礎ゼミナール②				上級ゼミナールⅠ②			
							上級ゼミナールⅡ②			
		選択	プレゼンテーション演習②				卒業研究④			
							経済学ワークショップ②			
	サステナビリティ研究科目	地域コミュニティ経済科目	フィールドワークの技法②		社会調査の技法② 地域研究法② 情報分析ゼミナール② 実践ゼミナールA② 実践ゼミナールB② コミュニティ研究ゼミナール② GISゼミナール②					
		グローバル経済科目			エリア・スタディーズA② エリア・スタディーズB② 文化と経済② 国際理解ゼミナール② Special Lectures on International Communications② Special Lecture on Global Economy② グローバル特殊講義② 外国語短期研修②					
	基盤科目	基盤Ⅰ	初級マイクロ経済学Ⅰ② 初級マクロ経済学Ⅰ② 初級統計学Ⅰ② 初級経済数学②		初級マイクロ経済学Ⅱ② 初級マクロ経済学Ⅱ② 初級統計学Ⅱ② 社会経済地理学②					
		基盤Ⅱ			中級マイクロ経済学② 中級マクロ経済学② 中級経済数学② 中級計量経済学② ゲーム理論② 応用計量経済学② 国際マクロ経済学② 行動経済学② 情報の経済学② 経済発展論② 人口学② 社会学②					
	総合科目	制度・歴史	経済史の基礎②		現代日本経済② 数量経済史② 日本経済史A② 日本経済史B② 西洋経済史A② 西洋経済史B② 比較経済史② 経済学史② 地域経済史② 社会思想史② 社会史② 総合特殊講義②					
		社会理解			労働法② 企業会計② 社会理解実践講義② 経済実務講義②					
	応用発展科目	企業経済科目			産業組織論A② 産業組織論B② 組織の経済学② 法と経済② 国際経済学A② 国際経済学B② 労働経済学② 企業を取り巻く法律② 企業経済特殊講義②					
		金融経済科目			ファイナンスA② ファイナンスB② 金融論A② 金融論B② 金融に関する法律② 国際金融論②					
		地域・環境科目			環境経済学A② 環境経済学B② 都市経済学② 経済地理学A② 経済地理学B② 地球環境問題② 資源経済学② 環境と法② 地域・環境特殊講義②					
		公共政策科目			財政学A② 財政学B② 公共経済学② 教育経済学② 社会保障論A② 社会保障論B② 医療経済学② ベーシック民法② 公共政策特殊講義②					
	応用発展科目	EAGLE国際教養科目			International Business② Japanese Economy② Current Topics in Business and Economics② International Relations② Regional Studies② Current Topics in Global Issues② Japanese Contemporary Issues② Japanese Traditional Culture② Current Topics in World Affairs②					
							政策課題演習②			

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
専門科目	広域基礎目			日本史概論Ⅰ② 世界史概論Ⅱ② 地誌学②		日本史概論Ⅱ② 人文地理学② 現代の政治学②		世界史概論Ⅰ② 自然地理学②	
自己設計科目		全学共通科目、現代経済学科開設科目のうち上記各科目区分から選択した科目、他学科科目、他学部科目、単位互換科目							

別表第2 卒業に必要な修得単位数（第6条、第12条関係）

1 経済数理学科

科目区分			区分別必要単位数		卒業に必要な 修得単位数	
全学 共通 科目	外国語	英語科目	必修	4	28	
			選択必修	2		
		選択				
	技能	初修外国語科目	16以上			
		日本語力科目				
		キャリア教育科目				
		情報基盤科目				
	教養基礎	健康・スポーツ科目	8以上			
		人文				
		社会科学				
	持続社会探究	自然	8以上			
		環境・地域				
国際理解						
人権・共生						
専門 科目	ゼミナール科目	実践	10	12以上		
		必修				
	基盤科目	基盤 I	18	26以上		
		基盤 II	8			
	総合科目	制度・歴史	2	6以上		
		社会理解	2			
応用発展科目	応用科目	12	18以上			
	発展科目	6				
広域基礎科目						
自己設計科目				28		

2 現代経済学科

科目区分			区分別必要単位数		卒業に必要な 修得単位数	
全学 共通 科目	外国語	英語科目	必修	4	28	
			選択必修	2		
		選択				
	技 能	初修外国語科目	16以上			
		日本語力科目				
		キャリア教育科目				
		情報基盤科目				
	教養基礎	健康・スポーツ科目	8以上			
		人 文 学				
		社会科 学				
	持続社会探究	自然科 学	8以上			
		環境・地域				
国際理解						
人権・共生 実践						
専 門 科 目	ゼミナール科目	必修	10	10以上	76	
		選択				
	サステナビリティ 研究科目	地域コミュニティ経済科目	6	12以上		
		グローバル経済科目	6			
	基盤科目	基 盤 I	12	20以上		
		基 盤 II	6			
	総合科目	制 度 ・ 歴 史	4	6以上		
		社 会 理 解				
	応用発展科目	企 業 経 済 科 目	4	26以上		
		金 融 経 済 科 目	4			
		地 域 ・ 環 境 科 目	4			
公 共 政 策 科 目		4				
E A G L E 国際教養科目						
広 域 基 礎 科 目						
自 己 設 計 科 目				20		

(注1)「地域コミュニティ経済科目」の単位には、「フィールドワークの技法」「社会調査の技法」「地域研究法」「情報分析ゼミナール」のうちから1科目2単位以上を含めること。

(注2)「グローバル経済科目」の単位には、「エリア・スタディーズ」「文化と経済」のうちから1科目2単位以上を含めること。

成蹊大学教授会規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第12条第5項の規定に基づき、各学部を設置する教授会の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、当該学部には所属する専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 前項に定めるもののほか、教授会の定めるところにより、当該学部には所属する専任の助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が次に定めるもの

ア 教員の配置計画に関する事項

イ 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項

ウ 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項

エ 教育課程の編成に係る方針に関する事項

オ 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助及び賞罰に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号イに規定する事項については、当該学部には所属する専任の教授をもって構成する審査教授会において審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、審査教授会は、必要があると認めるときは、構成員に専任の准教授又は講師を加えることができる。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、あらかじめ指名された教授が前項に規定する職務を代行する。

(開会)

第5条 教授会及び審査教授会は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 前項の構成員の定足数には、海外・国内研修中の者、校務による出張中の者、常務理事の職にある者及び休職中の者を含まない。

(議事)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審査教授会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

(学長への報告)

第7条 学部長は、第3条第2項に規定する学部長がつかさどる教育研究に関する事項について決定したときは、学長の求めに応じて報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催)

第9条 学部長は、毎年度の教授会開催日を前年度末までに決定し、構成員に周知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長は、必要に応じ、臨時で教授会を招集することができる。

3 学部長は、教授会の構成員の4分の1以上の要求があったときは、遅滞なく臨時の教授会を招集するものとする。

4 前項の要求は、議題及び招集を必要とする理由を記載した連名の要求書を学部長に提出して行うものとする。

(専門委員会)

第10条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される専門委員会を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 専門委員会に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(議事録の作成)

第11条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに学部長の決定事項を記録する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(事務の所管)

第13条 教授会に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、各学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

1 この規則は、2015年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) 成蹊大学経済学部教授会規則 (昭和45年2月13日経済学部教授会制定)

(2) 成蹊大学理工学部教授会規則 (2005年3月2日工学部教授会制定)

(3) 成蹊大学文学部教授会規則 (昭和40年4月28日文学部教授会制定)

(4) 成蹊大学法学部教授会運営に関する内規 (平成2年3月15日法学部教授会確認)

(5) 法学部臨時教授会の招集に関する申合せ (平成2年3月15日法学部教授会確認)

附 則 (2019年3月6日一部改正)

この規則は、2019年3月6日から施行する。